

証券コード 4378  
2022年1月12日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目9番13号  
株式会社CINC  
代表取締役社長 石松友典

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、株主総会出席票を同封しております。

また本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年1月28日(金曜日)14時00分 (受付開始:13時30分)
2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル  
(日本酒造虎ノ門ビル) AP虎ノ門 11階 Bルーム
3. 目的事項  
報告事項 第8期(2020年11月1日から2021年10月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.cinc-j.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(自 2020年11月1日)  
(至 2021年10月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2020年11月1日から2021年10月31日）におけるわが国経済は、前事業年度に続き、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大したことに伴う、外出自粛や休業要請、緊急事態宣言の発出などの影響により、東京オリンピック・パラリンピックの開催下で個人消費や企業活動が著しく制限され急速に景気が悪化しました。期末にかけてはワクチン接種が進み、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大懸念は消えず、依然として不透明な状況が続いております。

一方で、当社が展開するサービスを取り巻く環境は、インターネット、スマートフォン、SNSの普及によりデジタルチャネルでの購買が一般化してきたこと、新型コロナウイルス感染症拡大によりオフラインでのマーケティング活動が制限されたこと等により、企業のマーケティング活動のデジタルシフトが加速しており、当社が事業を展開するDXコンサルティングや「Keywordmap」シリーズ等のデジタルマーケティングを支援するサービスへの需要は引続き拡大傾向にあり、堅調な成長を続けております。

このような経営環境のもと、当事業年度の売上高は1,313,545千円(前年同期比40.6%増)となりました。利益面につきましては、事業拡大に向け新サービスへの先行投資や人材投資を行った一方で、売上高の堅調な推移がこれを上回り、営業利益は202,378千円(前年同期比379.5%増)となりました。また、東京証券取引所マザーズへの上場のための一時的な費用として株式交付費を計上したことにより、経常利益は190,471千円(前年同期比382.5%増)となり、当期純利益は129,544千円(前年同期比1033.0%増)となりました。

事業ごとの売上高及びセグメント利益は以下の通りになります。

### (ソリューション事業)

ソリューション事業においては、営業部員の増員及び人材育成体制が整備されたこと、オウンドメディア「Keywordmap Academy」を活用したマーケティング施策などが功を奏したことなどから、新規獲得案件が増加しました。また、カスタマーサクセスチームの人員

増加や活用ノウハウの共有が進んだことで、解約案件が減少し、アップセルが増加しました。

「Keywordmap for SNS」についても、営業部員の増員及び人材育成体制が整備されたことにより、新規案件の獲得が順調に推移しました。また、解約案件減少のため、カスタマーサクセスチームの体制整備を行いました。

その結果、当セグメントの売上高は649,091千円(前年同期比37.6%増)と伸び、前事業年度赤字となったセグメント利益は117,448千円(前年より138,185千円の増加)となりました。

### **(アナリティクス事業)**

アナリティクス事業においては、営業部員の増員及びウェビナーやSNSを活用したマーケティング施策が順調に推移したことにより新規獲得案件が増加しました。また、コンサルタントやデータアナリストの人員増加や育成が進んだことで、契約件数、月額顧客単価ともに増加しました。

また、YouTubeコンサルティングサービスのノウハウの蓄積が進み、案件獲得が順調に推移しました。

その結果、当セグメントの売上高は675,859千円(前年同期比45.4%増)、セグメント利益は84,745千円(前年同期比34.6%増)となりました。

## **(2) 設備投資の状況**

当事業年度における設備投資の総額は47,635千円となりました。これは主に「Keywordmap」シリーズの開発費用によるものです。

## **(3) 資金調達の状況**

2021年10月26日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額929,420千円の資金調達を行いました。

## **(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

1. 優秀な人材の獲得と育成

当社の属するインターネット業界の最大の特徴は、急速な技術進歩と環境変化にあります。こうした変化の激しい環境において、当社では、技術進歩や環境変化で陳腐化しない、必要とされ続ける課題解決力と新しい事業の創出に挑戦し続けることができる人材が不可欠となっています。また、当社が事業を拡大する上では、ビッグデータとテクノロジーを駆使する高い技術力が極めて重要と認識しております。そのため、優秀な人材の確保と既存の人材のスキルアップを図るために、教育制度等の充実に努めてまいります。

2. 開発体制の強化

日々一刻と変化するデジタルマーケティング業界において、常に市場から支持される製品・サービスを開発するためには、適時的確に市場のニーズを把握し、迅速に機能開発を行う必要があります。そのためには、各開発メンバーとプロダクトオーナー、事業本部長の連携促進を適切に図り、開発スピードを維持・向上するような開発体制の強化が必要であると認識しております。また、開発部門と顧客やユーザーと接している営業部門がコミュニケーションを密に取ることで迅速に市場のニーズを吸い上げ、市場のニーズを機能開発・サービス開発に反映させてまいります。

### 3. 認知度の向上

当社は、これまで大規模な広告宣伝投資を行わず、当社がもつマーケティングノウハウ及び提供サービスの優位性によりクライアントの獲得を行ってまいりました。その結果、幅広い業種の企業に当社のサービスをご導入いただき、継続的な取引が実現できています。

しかしながら、事業のさらなる拡大を図るにあたり、当社ブランド及びサービスのより一層の認知の獲得が必要と考えており、広告宣伝及びプロモーション活動による認知度の向上を図ってまいります。

### 4. 知的財産管理体制の整備

第三者の著作権を含めた知的財産権に関して、当社はこれまで、調査可能な範囲で対応を行っております。

当社では、知的財産権管理に関するガイドラインを作成し、引き続き、チェック体制の強化、知的財産権管理体制の整備に努めてまいります。なお、当社では、過去において、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。

### 5. 情報セキュリティ体制の強化

当社は、インターネット上のビッグデータを収集し、分析を行い、顧客に提供しています。そのため、当該データに関する情報セキュリティ体制の強化が必要不可欠となっています。収集したデータの社内での機密性確保並びに漏洩防止の強化を行い、セキュリティ管理体制の構築、整備、運用に注力してまいります。

### 6. 内部管理体制の強化

当社が継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区分             | 第5期<br>2018年10月期 | 第6期<br>2019年10月期 | 第7期<br>2020年10月期 | 第8期<br>(当事業年度)<br>2021年10月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高            | 336,502 千円       | 764,181 千円       | 934,358 千円       | 1,313,545 千円                |
| 経常利益           | 38,193 千円        | 99,892 千円        | 39,476 千円        | 190,471 千円                  |
| 当期純利益          | 25,879 千円        | 74,002 千円        | 11,433 千円        | 129,544 千円                  |
| 1株当たり<br>当期純利益 | 8.63 円           | 24.67 円          | 3.81 円           | 43.10 円                     |
| 総資産            | 274,373 千円       | 650,139 千円       | 767,273 千円       | 1,889,375 千円                |
| 純資産            | 150,140 千円       | 224,142 千円       | 235,835 千円       | 1,294,800 千円                |

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2. 第5期は、決算期変更のため、2018年4月1日から2018年10月31日までの7か月間となっております。  
3. 2019年10月12日付で株式1株につき25,000株の分割を、2021年5月12日付で株式1株につき3株の分割を行っております。そこで第5期(2018年10月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。  
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

## (10) 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

当社は、ビッグデータとAI・機械学習技術で、顧客のマーケティング課題をデータドリブンに解決し、ビジネスの成果創出を支援しています。主たる事業としては、マーケティング用調査・分析ツール「Keywordmap」シリーズの開発・提供を行うソリューション事業、「Keywordmap」シリーズを用いてDXコンサルティングを提供するアナリティクス事業を展開しております。

ソリューション事業では、「Keywordmap」および「Keywordmap for SNS」を主軸に、マーケティングにおける調査、分析、運用を支援するソフトウェアの開発・販売を行っております。「Keywordmap」シリーズは、当社が運営するクローラー(※1)や、データサービスプロバイダー(※2)を通じて取得したビッグデータを、自然言語処理(※3)・機械学

習・深層学習技術(※4)と統計学を用いて解析を加えながら、分析用のデータを提供するプロダクトです。

アナリティクス事業では、「Keywordmap」シリーズを活用し、マーケティングビッグデータの解析を基盤としたDXコンサルティングを提供しております。当社のデータアナリストが「Keywordmap」シリーズが保有するビッグデータを中心に、多量かつ多様なデータを、定量的・客観的に調査・分析し、クライアントの市場における需要・供給の状況や、競合他社の戦略についての的確に把握することで、クライアントのデジタルマーケティングの戦略立案・施策実行・効果測定までを統合的にサポートしています。

- (※) 1. クローラー…一定範囲のウェブサイトに対してルールに基づきサイト内を周期的に巡回してデータを収集する機能
- 2. データサービスプロバイダー…Twitter等のデータを有償提供している企業
- 3. 自然言語処理…人間が日常使っている“言葉”をコンピュータで処理できるようにする一連の技術
- 4. 深層学習技術…コンピュータ上に人間の脳の仕組みを模し、コンピュータ自らがデータの特徴を発見できるようにする技術

## (11) 主要な営業所並びに使用人の状況 (2021年10月31日現在)

### 1 主要な営業所

本社：東京都港区赤坂一丁目9番13号

### 2 使用人の状況

使用人数 87名 (前事業年度末比15名増)

平均年齢 30.3歳

平均勤続年数 2.26年

(注) 使用人数は就業人員であります。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額 (2021年10月31日現在)

(単位：千円)

| 借入先        | 借入額     |
|------------|---------|
| 株式会社りそな銀行  | 118,287 |
| 株式会社三井住友銀行 | 115,012 |
| 株式会社みずほ銀行  | 11,136  |

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式に関する事項（2021年10月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

12,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

3,328,000株

### (3) 株主数

2,438名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                        | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|--------------------------------------------|---------|---------|
| 石松 友典                                      | 913,700 | 27.45   |
| 株式会社CZ                                     | 808,100 | 24.28   |
| 株式会社平企画                                    | 465,000 | 13.97   |
| 平 大志朗                                      | 184,000 | 5.52    |
| 株式会社SBI証券                                  | 112,700 | 3.38    |
| 楽天証券株式会社                                   | 103,300 | 3.10    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 26,100  | 0.78    |
| 日本証券金融株式会社                                 | 25,400  | 0.76    |
| 松井証券株式会社                                   | 22,900  | 0.68    |
| auカブコム証券会社                                 | 21,400  | 0.64    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### 公募による新株式の発行

当社は、2021年10月26日、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は328,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年10月31日現在）

| 氏名   | 地位及び担当                      | 重要な兼職の状況                                                                                                                       |
|------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石松友典 | 代表取締役社長                     | 株式会社CZ 代表取締役                                                                                                                   |
| 平大志朗 | 取締役副社長<br>ソリューション<br>事業本部担当 | 株式会社平企画 代表取締役                                                                                                                  |
| 雨越仁  | 取締役<br>管理担当                 |                                                                                                                                |
| 小塚裕史 | 取締役                         | 株式会社デジタル・コネクト 代表取締役                                                                                                            |
| 外石正行 | 常勤監査役                       | 合同会社Y'sぷらざ 代表社員<br>株式会社Cajon 社外監査役                                                                                             |
| 深野竜矢 | 監査役                         | ZeLo FAS株式会社 代表取締役<br>税理士法人ZeLo 代表社員<br>mayForce株式会社 代表取締役<br>WAmazing株式会社 社外監査役<br>株式会社シナリオテクノロジーミカガミ 社外監査役<br>株式会社タイミー 社外監査役 |
| 木山二郎 | 監査役                         | 森・濱田松本法律事務所 パートナー                                                                                                              |

- (注) 1. 取締役小塚裕史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役外石正行氏、深野竜矢氏、木山二郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役小塚裕史氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 深野竜矢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 木山二郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 小塚裕史氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
7. 外石正行氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
8. 深野竜矢氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
9. 木山二郎氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役小塚裕史氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏及び木山二郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## (3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は2020年1月27日開催の定時株主総会（同株主総会終結時の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名）において、役員報酬総額を以下のとおり決議しております。

（株主総会決議内容）

取締役の報酬額 年額200,000千円以内

監査役の報酬額 年額20,000千円以内

各取締役の報酬等の額については、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に考慮して、取締役会にて決定しております。

当該事業年度における各取締役の報酬等の額は、2021年1月29日開催の取締役会にて決議しております。

監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

| 区分               | 員数<br>(名) | 報酬等の額(千円)          |         |        | 報酬等の総額<br>(千円)     |
|------------------|-----------|--------------------|---------|--------|--------------------|
|                  |           | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4<br>(1)  | 63,520<br>(2,850)  | —       | —      | 63,520<br>(2,850)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 11,160<br>(11,160) | —       | —      | 11,160<br>(11,160) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 7<br>(4)  | 74,680<br>(14,010) | —       | —      | 74,680<br>(14,010) |

(注) 上記「報酬等の額」には事前確定給与分を含めております。

## (6) 社外役員に関する事項 社外役員の主な活動状況

| 地位    | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小塚裕史 | 当事業年度開催の取締役会には23回中23回(100%)出席し、経営者として豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。                                             |
| 社外監査役 | 外石正行 | 当事業年度開催の取締役会には23回中23回(100%)、監査役会には18回中18回(100%)出席し、様々な会社の役員を歴任、その経歴で培った経営の専門家としての経験・見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 深野竜矢 | 当事業年度開催の取締役会には23回中23回(100%)、監査役会には18回中18回(100%)出席し、公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                         |
| 社外監査役 | 木山二郎 | 当事業年度開催の取締役会には23回中23回(100%)、監査役会には18回中18回(100%)出席し、弁護士として培われた専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                     |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支 払 額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、監査報酬とは別に会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は2020年7月17日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

### <内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づける。

### <内部統制システムの整備に関する基本的体制>

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、「会社理念」「ビジョン」「ミッション」「Core Value」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行の意思決定をする。
- (3) 代表取締役社長は、「取締役会規程」に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。
- (4) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (5) 内部監査担当部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (6) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (7) 使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事業を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (8) 経営管理本部は「内部通報規程」に則り内部通報制度の利用を促進し、法令違反またはCore Valueを阻害するような問題の早期発見に努める。
- (9) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (10) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 情報セキュリティについては、取締役及び従業員は「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に努める。

- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱規程」に基づき厳重に管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- (2) 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会（委員長：代表取締役）を設置する。リスク管理委員会は、原則として年4回以上開催する。
- (3) 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (5) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- (6) 監査役及び内部監査担当部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
- (3) 経営幹部の合意形成の場として「幹部会」を設置する。
- (4) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役社長以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

### 5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。



- (2) 内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- (3) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (4) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (5) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。
- (6) 各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

## 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- (2) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

## 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または、及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (5) 経営管理本部長は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。

## 10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

## 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (3) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士または公認会計士等の外部専門家と連携を図る。
- (4) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (5) 監査役は、随時経理システム、ワークフローによる決裁、報告システム等あらゆる情報系のシステム内の情報を閲覧することができる。
- (6) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、外部監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (7) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除規程」に基づき行動する。

### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社の取締役会は、社外取締役1名を選任しており、取締役会において発言し、監督機能を果たしております。第8期の取締役会は23回開催されております。

当社の監査役会は社外監査役3名を選任しており、それぞれ取締役会、監査役会において発言し、監査機能を果たしております。なお、第8期の監査役会は18回開催されております。

当社は不正や法令違反、会社や社会に損害を及ぼす恐れのある事実を発見するために内部通報制度として外部通報窓口を設置し、周知しております。第8期は重要な案件はありませんでした。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等を含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものです。

# 貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,773,485</b> | <b>流動負債</b>     | <b>437,154</b>   |
| 現金及び預金          | 1,603,870        | 買掛金             | 39,092           |
| 受取手形            | 2,365            | 1年内返済予定長期借入金    | 92,814           |
| 売掛金             | 140,195          | 未払金             | 34,262           |
| 前渡金             | 5,500            | 未払費用            | 53,804           |
| 前払費用            | 20,893           | 未払法人税等          | 85,488           |
| 未収入金            | 1,115            | 未払消費税等          | 45,819           |
| その他             | 59               | 前受金             | 37,287           |
| 貸倒引当金           | △514             | 賞与引当金           | 36,526           |
| <b>固定資産</b>     | <b>115,890</b>   | その他             | 12,057           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,315</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>157,421</b>   |
| 建物              | 5,001            | 長期借入金           | 151,621          |
| 工具、器具及び備品       | 9,314            | 資産除去債務          | 5,800            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>45,762</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>594,575</b>   |
| ソフトウェア          | 40,444           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 5,317            | <b>株主資本</b>     | <b>1,294,540</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>55,811</b>    | <b>資本金</b>      | <b>474,710</b>   |
| 敷金              | 24,361           | <b>資本剰余金</b>    | <b>464,710</b>   |
| 繰延税金資産          | 31,406           | 資本準備金           | 464,710          |
| 長期前払費用          | 44               | <b>利益剰余金</b>    | <b>355,120</b>   |
| 破産更生債権          | 412              | その他利益剰余金        | 355,120          |
| 貸倒引当金           | △412             | 繰越利益剰余金         | 355,120          |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>259</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,294,800</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,889,375</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,889,375</b> |

# 損益計算書

(自 2020年11月1日  
至 2021年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,313,545 |
| 売上原価         |         | 393,439   |
| 売上総利益        |         | 920,106   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 717,728   |
| 営業利益         |         | 202,378   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 5       |           |
| 受取手数料        | 580     |           |
| 還付加算金        | 164     |           |
| その他          | 103     | 853       |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 2,553   |           |
| 株式交付費        | 10,190  |           |
| その他          | 15      | 12,759    |
| 経常利益         |         | 190,471   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除売却損     | 122     | 122       |
| 税引前当期純利益     |         | 190,348   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 73,867  |           |
| 法人税等調整額      | △13,062 | 60,804    |
| 当期純利益        |         | 129,544   |

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日  
至 2021年10月31日)

(単位：千円)

|             | 株主資本    |           |             |                             |             |            |
|-------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
|             | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |
|             |         | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当期首残高       | 10,000  | -         | -           | 225,575                     | 225,575     | 235,575    |
| 当期変動額       |         |           |             |                             |             |            |
| 新株の発行       | 464,710 | 464,710   | 464,710     |                             |             | 929,420    |
| 当期純利益       |         |           |             | 129,544                     | 129,544     | 129,544    |
| 当期変動額<br>合計 | 464,710 | 464,710   | 464,710     | 129,544                     | 129,544     | 1,058,965  |
| 当期末残高       | 474,710 | 464,710   | 464,710     | 355,120                     | 355,120     | 1,294,540  |

|             | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------|-----------|-----------|
| 当期首残高       | 259       | 235,835   |
| 当期変動額       |           |           |
| 新株の発行       |           | 929,420   |
| 当期純利益       |           | 129,544   |
| 当期変動額<br>合計 | -         | 1,058,965 |
| 当期末残高       | 259       | 1,294,800 |

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～16年

工具、器具及び備品 4～15年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

### 2. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

### 3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

#### ② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 31,406千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 24,025千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数     | 増加株式数      | 減少株式数 | 当期末株式数     |
|-------|------------|------------|-------|------------|
| 普通株式  | 1,000,000株 | 2,328,000株 | —     | 3,328,000株 |

(注) 1. 2021年5月12日付で株式1株につき3株の分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数の増加2,328,000株は、株式分割による増加2,000,000株及び新株の発行による増加328,000株によるものであります。



## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 275,100株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|        |           |
|--------|-----------|
| ソフトウェア | 10,024千円  |
| 賞与引当金  | 11,184 // |
| 未払事業税  | 6,340 //  |
| 資産除去債務 | 1,775 //  |
| 建物付属設備 | 520 //    |
| その他    | 2,445 //  |

繰延税金資産合計 32,292千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 886千円

繰延税金負債合計 886千円

繰延税金資産の純額 31,406千円

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額  |
|--------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 1,603,870 | 1,603,870 | —   |
| (2) 受取手形     | 2,365     | 2,365     | —   |
| (3) 売掛金      | 140,195   | 140,195   | —   |
| 資産計          | 1,746,431 | 1,746,431 | —   |
| (4) 買掛金      | 39,092    | 39,092    | —   |
| (5) 未払金      | 34,262    | 34,262    | —   |
| (6) 長期借入金(※) | 244,435   | 244,948   | 513 |
| 負債計          | 317,790   | 318,304   | 513 |

(※) 1年以内の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(4) 買掛金、及び (5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 科 目 | 貸借対照表計上額 |
|-----|----------|
| 敷金  | 24,361   |

上記につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 92,814 | 80,012      | 54,924      | 16,685      | —   |

### (追加情報)

#### 新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社の事業活動に与える影響は限定的であるとの仮定を置き、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りなどを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高く、今後の状況次第では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 388円98銭

1株当たり当期純利益 43円10銭

(注) 当社は、2021年5月12日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

### (その他注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月8日

株式会社CINC  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 太田 裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大島 充史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CINCの2020年11月1日から2021年10月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年12月15日

株式会社C I N C 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 外石正行 印

監査役（社外監査役） 深野竜矢 印

監査役（社外監査役） 木山二郎 印

なお、常勤監査役 外石正行、監査役 深野竜矢、監査役 木山二郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

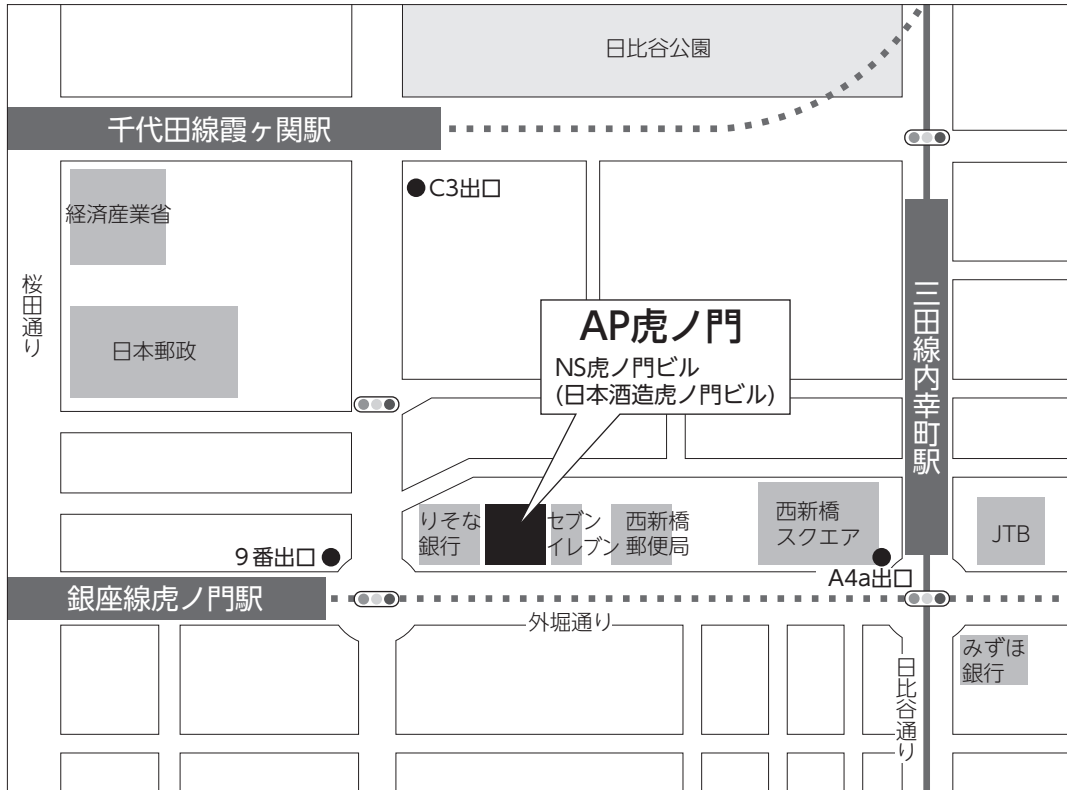
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目6番15号

NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）

AP虎ノ門 11階 Bルーム



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

- 交通
- 都営三田線 内幸町駅 A4a出口 徒歩3分
  - 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 9番出口 徒歩3分
  - 東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅 C3出口 徒歩4分